

令和8年度

畜産分野のJ-クレジット
新規方法論策定推進委託事業

応募要領

令和8年2月

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課
再生可能エネルギー室

令和8年度畜産分野のJ－クレジット 新規方法論策定推進委託事業応募要領

本事業は令和8年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業内容、予算額等に変更があり得ることを御留意願います。

第1 事業名

令和8年度畜産分野のJ－クレジット新規方法論策定推進委託事業

第2 事業実施の目的及び概要

1 目的

仕様書のとおり。

2 委託業務の内容

仕様書のとおり。

3 予算額

10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

4 委託契約期間

委託契約締結日から令和9年3月12日（金）まで。

第3 成果の取扱い

仕様書のとおり。

第4 対象となる経費

仕様書のとおり。

第5 応募について

1 応募資格

応募することができる者は、次の（1）から（6）までの要件を満たす者です。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。（地方公共団体は不要です。）

（4）農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務の提供等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（5）経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（6）複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による応募も可能です。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について、業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下、「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準する書類。以下、「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る企画競争の参加及び事業の委託契約手続を行うものとします。

また、代表者及び構成員は上記（1）～（5）の要件に適合している必要があり、契約候補者となつた場合は、規約書等を契約締結前までに提出してください。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本企画競争において他の共同事業体の

構成員となること又は単独で参加することはできません。

2 応募方法

(1) 応募書類

以下の応募書類について、(5)①～③に従い、「提案書の提出について」(別紙様式第2号)に添付して提出してください。

① 提案書

本要領、仕様書及び提案書(ひな形)を参考にしてください。

② 積算内訳(別紙様式第4号)

③ 企画競争参加表明書

・単独での応募の場合は「企画競争参加表明書」(別紙様式第1号)

・共同事業体での応募の場合は「企画競争参加表明書(共同事業体)」(別紙様式第1-2号)

④ 企画競争参加表明書

1の(3)を証するものとして、「資格審査結果通知書(全省庁統一規格)」の写し

※共同事業体による応募の場合は、全構成員分を提出してください。(地方公共団体は不要です。)

⑤ 認定書等

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業、行動計画)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業、行動計画)及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けている場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況の分かる資料(基準に適合し、認定されている者であることを提案書に記載してください)

※共同事業体による応募の場合は、全構成員分を提出してください。

(2) 応募に当たっての注意事項

① 提案書等に使用する言語は、日本語とします。

② 1応募者が提出できる企画提案は1件までとし、応募資格を有しない者の提案書及び内容に虚偽が認められた提案書は無効とします。

③ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただくものとし、提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取り消しを行うことはできません。また、返還も行いません。

④ 提案書等の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式第5号)について提案書の提出前に確認しなければならず、提案書の提出をもってこれに同意したものとします。

⑤ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式第5号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は無効とします。

(3) 説明会の開催

企画競争に係る説明をするため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席を希望する方は、必要事項を添えて令和8年2月24日(火)17時までに、以下の提出先にメールにてお申込みください。

開催日時：令和8年2月25日(水)15時から

開催場所：Web方式(Microsoft Teamsを予定)

必要事項：①所属・役職、②氏名、③連絡先(電話番号、メールアドレス)

連絡先：農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室

電話：03-6738-6479

メール：biomass_jigyouishin/atmark/maff.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信をする際は「@」に変更すること。

※説明会への出席の有無は、第5 1の応募資格とはいたしません。

(4) 応募要領の配布期間中の資料閲覧等

本事業の実施の参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、農林水産省内にて閲覧可能とします。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整してください。

① 資料閲覧場所

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室
(本館5階、ドア番号「本552」)

② 閲覧期間及び時間

応募要領の配布期間（行政機関の休日を除く。）の10時から17時まで。

（12時から13時を除く。）

③ 閲覧手続

最大3名まで。所属・役職、閲覧希望者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を2（3）の連絡先にメールにてお申込みください。また、閲覧日当日までに「機密保持誓約書」（別紙様式第6号）を提出してください。

(5) 提案書（添付書類を含む。）の提出期限等

① 提出期限

令和8年3月10日（火）15時までとする。

② 提出方法

上記①の期限までに、原則、電子メールに整理番号【081003】を付して提出すること。（詳細は別添のとおり）

電子メール以外で提出する場合は、PDFファイルを電子媒体（CD-R又はDVD-Rとし、ウイルス対策を施すこと。）に格納し、当該電子媒体に契約件名及び事業者名を表示（ケースは不可）の上、提出すること。

なお、郵便・信書便で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

③ 提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農林水産省大臣官房予算課契約班
(本館1階、ドア番号「本135」)

第6 受託者の選定

1 審査方法

(1) 応募者は、農林水産本省庁舎内で以下のとおり開催する提案会において、提案書の説明を行うものとします。

① 開催日：令和8年3月12日（木）

（開催方法、開催時間は別途連絡するものとする。）

② 企画提案書は日本語で説明すること。

③ 説明時間はおおむね30分間（10分間程度の質疑応答を含む。）とする。

(2) 審査委員会は、企画提案書の内容、提案会での説明等を踏まえ、「2 審査基準」に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者（最上位の者が複数ある場合は、その中から審査委員会が選定した者）を本委託事業の委託契約候補者として選定し、支出負担行為担当官大臣官房参事官（経理）に推薦するものとします。

(3) (2) の規定により委託契約候補者として推薦された者が、契約の締結を辞退しようとするときは、契約候補辞退届（別紙様式第3号）を提出するものとします。

(4) 審査については、非公開とします。

2 審査基準

企画提案書等の審査に当たっては、事業目的（第2の1）の達成について判断するため、事業を確実かつ効率的・効果的に実施できるかを踏まえて、次の事項について採点を行います。

- (1) 温室効果ガスの排出削減に関する技術検証の実施方法
- (2) 受託者としての事業実施体制（事業担当者の人数・経験、配置計画等）
- (3) 温室効果ガスに係る関連技術の検証経験・類似事業の実績
- (4) 事業計画の適正性（計画性・技術検証スケジュール等）
- (5) 畜産分野における温室効果ガスに関する知見
- (6) 国内の畜産の営農状況に関する知見
- (7) 経費配分の適正性
- (8) ワーク・ライフ・バランス等の推進（ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、（2）次世代育成支援対策推進法、（3）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けているか。）

第7 審査結果の通知

審査結果については、提案会開催後、おおむね2週間以内に応募者に対し文書により通知するものとします。

第8 契約保証金の扱い

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除します。

第9 委託料の支払方法

- (1) 委託費の額の確定後、適法な請求書を受理した日から原則として30日以内にその支払を行うものとします。ただし、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとします。
なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく協議が整った日以降に行うものとします。
- (2) 契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うことになります。

第10 契約の締結

支出負担行為担当官大臣官房参事官（経理）は、本事業に関し、委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第、委託契約を締結します。

第11 その他

- (1) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとします。
- (2) 不明な点については、第12の応募・照会窓口までお問い合わせください。

第12 応募・照会窓口

【提案書等の作成、事業内容、応募要領全般について】

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室
(本館 5 階、ドア番号「本 522」)

電 話：03-6738-6479
担 当：塙、羽田

【契約締結について】

農林水産省大臣官房予算課契約班 (本館 1 階、ドア番号「本 135」)
電 話：03-6744-7162

※受付曜日：月曜日～金曜日 (行政機関の休日を除く)

※受付時間：10 時～17 時

(令和 8 年 3 月 10 日 (火) の提案書等提出受付時間は 15 時までとします。)

(別紙様式第1号)

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

企 画 競 争 参 加 表 明 書

令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業

○ 担当者

所属・役職

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

(別紙様式第1-2号) 共同事業体の場合

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

【共同事業体代表者】

住 所
商号又は名称
代表者役職氏名

企 画 競 争 参 加 表 明 書
(共同事業体)

令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業の企画競争に下記
共同事業体として参加することを表明します。

また、契約候補者となった場合は、契約締結までに共同事業体の構成・運営等に関する協定書を作成し提出します。

記

1. 共同事業体名 : _____

2. 共同事業体の構成員及び担当業務

	住所及び商号又は名称	分担業務
代表者		
構成員		
構成員		

(別紙様式第2号)

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

提 案 書 の 提 出 に つ い て

令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業に関する提案書を
別添のとおり提出します。

(別紙様式第3号)

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

契 約 候 補 辞 退 届

令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業に関する契約候補について、下記の理由により、辞退します。

記

(別紙様式第4号)

令和 年 月 日

令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業 積算内訳

(単位:円)

区分	積算内訳
I 直接経費	***, ***
1 人件費及び賃金	***, ***
① 人件費	***, ***
② 賃金	***, ***
2 事業費	***, ***
① 旅費	***, ***
② 通勤費	***, ***
③ 謝金	***, ***
④ 備品費	***, ***
⑤ 消耗品費	***, ***
⑥ 通信運搬費	***, ***
⑦ 印刷製本費	***, ***
⑧ 借上費	***, ***
⑨ 役務費	***, ***
⑩ 雑費	***, ***
⑪ その他	***, ***
3 再委託費	***, ***
II 一般管理費	***, ***
III 消費税等相当額	***, ***
総額	***, ***

注)

1. 一般管理費の算定は、直接経費の10%以内で計上すること。（再委託費は除く（精算時も同様とする。）。）
2. III消費税等相当額は、I、IIの経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%を計上すること。
3. ④備品費について、備品は原型のまま比較的長期の反復使用に耐え得るものの中うち取引価格が50,000円以上の物品をいう。取得した備品は善良なる管理者の注意をもって管理すること。
4. 再委託の予定がある場合は、再委託先を明記すること。
5. 人件費の算定については仕様書別添「委託事業における人件費の算定方法等の適正化について」を参照してください。また、根拠となる資料を添付すること。
6. 消費税の算出にあたり1円未満の端数は切り捨てで計算すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、又は運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、企画競争参加表明書の提出をもって誓約します。

(別紙様式第6号)

秘密保持誓約書

「令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業」に係る資料閲覧に当たり、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 農林水産省の情報セキュリティに関する規程等を遵守し、農林水産省が開示した情報（公知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいすることのないよう、必要な措置を講じます。
- 2 閲覧資料については、複製及び撮影を行いません。
- 3 本事業の事業期間中及び終了後にかかわらず、守秘義務を負います。
- 4 上記1～3に反して、情報を本事業の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいした場合、法的な責任を負うものであることを確認し、これにより農林水産省が被った一切の損害を賠償します。また、その際には秘密保持に関する農林水産省の監査を受けることとし、誠実に対応します。

令和年月日

住 所

会 社 名

代 表 者 名

別添

電子メールを利用した書類の提出方法

1. 送信先

農林水産省大臣官房予算課契約班 宛

メールアドレス : nousui_itakukeiyaku/atmark/maff.go.jp

※ スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、送信の際は「@」に変更してください。

2. 送信メールの件名

「整理番号・事業者名・○／○」としてください。

例：012345・○○○○○(株)・1／3

※ 整理番号は公示等に記載された番号を必ず記載してください。

※ ○／○は何分割の何番目のメールかを記載してください。(下記6参照)

3. メール本文への記載事項

件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号を記載してください。

4. メール容量

本文を含め7MBです。(下記6参照)

5. 添付ファイルの形式及びファイル名

PDFファイルの電子データ形式で提出してください。

ファイル名は「整理番号・提出書類名・事業者名・○／○」としてください。

例1：012345・提案書・○○○○○(株)・1／3

例2：012345・企画提案書・○○○○○(株)・1／3

例3：012345・競争参加資格・○○○○○(株)・1／1

※ 複数の提出書類を一つのファイルにまとめないでください。

6. メール容量を超える場合の送信方法

7MBを超えるファイルを送信する場合には、分割して送信してください。

なお、分割しない場合も含め、送信メールの件名及びファイル名の最後に「1／1」や「1／3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載してください。

※ 圧縮ファイルは使用しないでください。

7. 受信確認

メール受信後、翌日の17時まで又は提出期限日の17時までのいずれか早い日時にメールを受信した旨を送信者にメールで返信します。受信のメールが届かない場合には、1の送信先(電話の場合：03-6744-7162)に連絡してください。

仕様書

1 事業名

令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業

2 事業の目的

我が国の2050年ネット・ゼロの実現には、あらゆる分野における温室効果ガス排出量の削減と吸收量の増加に向けた取組が不可欠であり、畜産分野においてもその加速が求められている。国内の農林水産分野の排出量の中でメタンは、約5割を占めており、さらにその約半数は畜産由来であることから、畜産から発生するメタンの発生抑制の取組を拡大することは、重大な課題となっている。

また、2026年度から本格始動する排出量取引制度においては、一定規模以上の全事業者に温室効果ガス削減義務が課されることとなり、J-クレジット制度の取組は、温室効果ガス削減の取組としてみなされる見込みである。J-クレジット制度は、畜産分野においても、これまで以上に外部資金を呼び込み、イノベーションの推進や経営改善につながるものとして、活用の拡大が期待されている。

家畜排せつ物の処理方法であるメタン発酵処理は、既にJ-クレジット制度の畜産分野の方法論の1つとして認められているが、発酵処理後の副産物（消化液）の貯留槽からのメタン放出が課題とされていることから、貯留槽の密閉化や貯留槽ガスのエネルギー利用により、温室効果ガスの大幅な削減を行う新たな方法論の検討が喫緊の課題となっている。

本事業は、J-クレジット制度における畜産分野の方法論の新規策定に向け、特にメタン発酵施設由来の温室効果ガスの排出削減策として有用と考えられる技術の検証、データ収集及び分析等を実施する。

3 事業の内容

（1）温室効果ガス排出削減技術等の検証

本事業は、家畜排せつ物等を原料とするメタン発酵処理施設における消化液貯留槽の密閉化及び回収ガスのエネルギー利用の効果を、国内での実測等により定量化し、J-クレジット制度に適合する排出係数の設定案及び方法論案をとりまとめるものである。

具体的には、国内のモデル的な運用環境を選定し、貯留槽由来のメタン排出量の把握と削減効果の評価を行う。得られたデータに基づき、日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2025年）やIPCCガイドライン（2006）の体系に整合する排出抑制効果を評価し、新たな排出係数設定案を構築する。

併せて、現行「家畜排せつ物管理方法の変更（AG-002）」に整合する方法論の案、係数設定の根拠、MRV（測定・報告・検証）手順を体系的に整理し、報告書としてとりまとめる。

なお、本事業はJ-クレジット制度における方法論の新規策定及びそれに資する技術の検証を目的としていることから、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）方法論策定規程（排出削減・除去プロジェクト用）Ver.4.4（2025年9月12日改定。）」に準じて、適用条件、排出削減量の算定、プロジェクト実施後排出量の算定、ベースライン排出量の算定、モニタリング方法及び追加性の評価の確立の基礎となるデータの収集、

分析、調査を行うものとする。

(2) 実施体制の整備

受託者は、業務実施体制等をまとめた資料を作成すること。業務の実施にあたっては、J-クレジット制度の新規方法論の策定のためのデータとして活用することができる精度の高い試験結果を得るために、温室効果ガス排出削減技術に関し一定程度の知見と業務経験があり、かつ試験設計、試料採取、分析方法等に関する技術指導を行える者を調査実施責任者とし、農業（特に畜産）からの温室効果ガス排出のモニタリングに関し基礎的な知識と業務経験を持つスタッフを適切に配置できる体制を整え、契約後、業務の実施に係る手配を行うこと。

業務の実施にあたり、スケジュール案を作成すること。作業に変更が生じた際に、速やかに見直し案を農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課の担当職員（以下「監督職員」）に報告し、承認を得ることとする。また、契約後に行う詳細の各業務の設計、実施、進捗、取りまとめの方向性等については、監督職員と密接に連携しながら実施すること。

4 事業期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）までとする。

5 事業実績報告書及び成果物の提出

(1) 事業実績報告書の提出

事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書を、令和9年3月12日（金）までに監督職員に提出する。

(2) 事業実績報告会の開催

受託者は、監督職員が求める時には、農林水産省が設置する事業実績報告会の開催に応じることとし、事業の成果、検証の進捗等について報告すること。

なお、事業実績報告会における議事は公表する場合があることに留意し、事業実績報告会には農林水産省の選定する有識者が参加するものとする。

(3) 成果物の提出

受託者は、業務終了後速やかに3に掲げる事項について調査報告書に取りまとめ、令和9年3月12日（金）までに監督職員に提出する。

(4) 提出方法

- 事業実績報告書及び成果物は電磁的記録媒体により作成し、監督職員から特別に示す場合を除き、電磁的記録媒体1部を電子媒体（大容量ファイル転送システム等）により納品すること。
- 資料の用紙サイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。
- 成果物の作成に当たっては、特別なツールを使用する場合は、監督職員の承認を得ること。
- 成果物が外部に不正に使用されたり、提出過程において改ざんされたりするこ

とのないよう、安全な提出方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

- ・電磁的記録媒体は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

(5) 成果物及び事業実績報告書の提出先

大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室
(本館 5 階、ドア No. 本 552)

(6) 成果の帰属等

本事業により取得した調査実績等の成果は農林水産省に帰属し、受託者において、成果の発表等を検討する場合は、あらかじめ監督職員まで相談する。なお、受託者は、本事業の実施により得られた成果について、農学系学術雑誌へ投稿するなど、農業分野での利用が進むよう配慮するものとする。

6 対象となる経費

委託費として計上できる経費は別表に掲げるものとする。

7 受託者の条件等

(1) 事業を遂行する上で求められる要件

J－クレジット制度の新規方法論の策定のためのデータの取得に向け、高精度の調査を実施するため、事業期間中に継続してデータの収集ができる施設を有する、もしくは使用許可を得られるなど確保可能な者であること。

また、国内における効果的な温室効果ガス排出削減手法を検証するための実施体制、人員、設備等を有すること。それぞれの技術に関する専門的な知見、経験、技術を有するものであることに加え、国内の畜産の営農状況を熟知していること。

その他応募資格は応募要領のとおり。

(2) 共同事業体の場合

複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。共同事業体を構成する場合は、代表者を決め、他のものは構成員として参加するものとし、代表者及び構成員は、令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有している者であることが必要となる。なお、地方公共団体においては競争参加資格の提出は必要ないものとする。

また、代表者は企画競争参加表明書（共同事業体）（応募要領別紙様式第 1－2 号）を提出し、共同事業体として本企画競争に参加し、受託者となった場合は、共同事業体の業務分担及び実施体制について明確にした結成・運営等に関する協定書（又はこれに準ずる書類）等を契約締結前までに提出する必要がある。

共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の瑕疵担保責任に関しても協定の内容に含めること。

なお、共同事業体に参加する者は、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

8 環境負荷低減の取組

(1) 主な環境関係法令の遵守

受託者は、委託事業の実施に当たり、以下に定める環境関係法令を遵守するものとする。

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）

(2) 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）

受託者は、委託事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式 1 を用いて、以下の取組に努めたことを、として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

9 その他

- (1) 受託者は、提案書のとおり事業を実施すること。
- (2) 監督職員とは、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めた職員であり、受託者の履行に関して、立会い、指示その他の適切な方法により監督を行うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施期間中、監督職員の求めに応じて進行状況等について報告を行うものとする。

- (4) 本事業の目的を達成するために、本事業の実施期間中、監督職員は、受託者に對して必要な指示を行えるものとする。
- (5) 本事業の実施に当たっては、適正な人員配置を行うとともに、本事業における人件費の算定等にあたっては、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 961 号大臣官房経理課長通知）によるものとする。
- (6) 再委託について
- ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
 - イ 受託者は、業務の効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ農林水産省の承認を得なければならない。受託者は、再委託先が、8 に規定する環境負荷低減の取組を遵守するよう努めなければならない。
 - ウ 受託者は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生じたときは、予め農林水産省の承認を得なければならない。
- (7) 本事業の成果の獲得に直接つながらない業務（受託者組織の本来業務、委託契約の内容を超える調査・分析等の実施等）に係る経費は、本事業の支出対象には含まれない。
- (8) 本事業で調査員、事務員、調査補助員、事務補助員等を雇用して事業を実施することを希望する場合は、委託事業計画書上で明らかにするとともに、業務日誌を整備し、これらの者の業務管理を行い、当該事業の実労働時間等について把握することとする。
- (9) 受託者は、本事業に係る業務により知り得た業務上の秘密や個人情報について、外部に漏らしてはならない。
- (10) 受託者は、本事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき及び疑義が生じたときは、農林水産省が事業実施に係る考え方等を示した場合はそれを参照するとともに、監督職員と受託者の間で協議を行い、必要に応じ契約書に則った手続を行うものとする。

【参考資料】

J-クレジット制度方法論策定規程

https://japancredit.go.jp/about/rule/data/06_houhouron_haisyatu_v4.4.pdf

別表

区分	細目	内 容	注意点
人件費及び賃金	人件費	<p>本事業を実施するために必要な業務に直接従事する受託者が雇用する者の直接作業時間に対する給料その他手当の経費。本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、本事業の実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人事費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人事費は計上できない。</p> <p>算定方法等は、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日22 経第961号経理課長通知）による。</p>	<p>雇用通知書等により本事業に従事したことを明らかにすること。</p> <p>本事業の従事者別の出勤簿及び業務日誌を準備すること。</p>
	賃金	<p>本事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費。本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、本事業の実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>算定方法等は、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日22 経第961号経理課長通知）による。</p>	<p>雇用通知書等により本事業に従事したことを明らかにすること。</p> <p>本事業の従事者別の出勤簿及び業務日誌を準備すること。</p>
事業費	旅費	本事業を実施するための検討会、打ち合せ、各種調査等に必要な移動、出張等のための経費。	
	通勤費	本事業を実施するために新たに雇用した者に支払う通勤等の経費。	
	謝金	<p>本事業を実施するための補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費。</p> <p>謝金には、その性格上定められた単価はないが、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。</p>	<p>謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業実施主体が雇用する者に対する謝金は認めない。</p>
	備品費	<p>本事業を実施するために必要な機器等の購入経費。</p> <p>ただし、購入は、レンタル等の賃貸借を行うことが困難な場合に限る。</p> <p>なお、ここでいう備品は、原型のまま比較的長期の反復使用に耐えうるもの</p>	<p>見積書（原則3社以上、該当する備品が1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。</p>

	のうち、取得価格が5万円以上のものとする。	
消耗品費	<p>委託事業を行うために直接必要な物品であって備品費に属さないものの購入に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間（委託事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う物品の経費 ・試験等に用いる器具、試薬、記録媒体等 	消耗品は物品受払簿で管理すること。
通信運搬費	本事業の実施のための通信経費（郵便費、電話費、運送費）等の経費。	切手は物品受払簿で管理すること。
印刷製本費	本事業を実施するために必要な資料等の印刷製本・複写の経費。	
借上費	本事業を実施するために必要な会場借料、自動車借料、圃場借料、機器等のリース・レンタルに要する経費。	<p>機器等のリース・レンタルに要する経費は、以下の考え方に基づき当該業務期間中のリース等に要する経費のみ計上すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約等による物品の調達を検討する際は、リース及びレンタルの両方の可能性について比較検討する。 ・リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、法定耐用年数以上とするなど合理的な基準に基づいて設定すること。
役務費	測量等の外注に係る経費。	
雑費	本事業を実施するために必要なその他の経費。	
その他	委託事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの。	
再委託費	<p>本事業の目的たる事業の部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の主たる部分以外の業務）を他の民間団体等に再委託するために必要な経費。</p> <p>*再委託に人件費が含まれている場合は、上記人件費に準じる。</p>	<p>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</p> <p>再委託費は、委託費の額の50%以内とする。</p> <p>事業そのもの又は本事</p>

		<p>業の根幹を成す業務の委託は認めない。</p> <p>事業実施主体の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。</p>
一般管理費		<p>本事業を行うために必要な経費であり、本事業に要した経費としての特定が困難な経費であって、按分等の方法によらなければ抽出することが困難な経費。</p> <p>具体的には、本事業を行うために必要な光熱水料、電話回線使用料、通信費、複写費、文房具等の汎用品等に要する経費等で、本事業に要した経費として特定が困難な経費であるが、本事業に携わる人數比で按分する等により合理的に算出し、本事業にかかる経費であることを区分できるもの。</p>
消費税相当額		<p>計上した経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の 10% に相当する額を計上すること。</p>

様式1

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記非 該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行ってない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要

・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記非 該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記非 該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記非 該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記非 該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

力 みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した ／努めた	左記非 該当
・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。 また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

別添

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{※1} \times \text{直接作業時間数}^{※2}$$

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴い、委託先において賃金改定をした場合であって、実施中の委託事業に適用される時間単価が適当でないと認められるときは、別途委託先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、委託先との協議は、履行期限まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

（2）一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (1\text{月に満たない場合は、日割り計算による。})$$

2. 受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下2.において同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

- ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか。
- イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること。
- ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重

複計上されていないか確認すること。

＜受託単価による算定方法＞

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができます。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることはできない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切捨て）

＜実績単価の算定方法＞

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面

で支給されているものは除外する（以下同じ。）。

- ・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下同じ。）。
- ・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間に係る営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{委託先が負担する（した）（年間総支給額+年間法定福利費等）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

- ・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費等）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費等）}}{\text{年間実総労働時間}}$$

- ・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。
- ・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該委託事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

4. 一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

5. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月) 所属 ○○○部 ××課			役職 ○○○○			氏名 ○○ ○○			時間外手当支給対象者か否か											
時 日	0	…	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容
1				↔	↔															A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ
2				↔	↔			↔	↔											A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ
3				↔	↔			↔	↔	↔										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備
4				↔	↔															A(9.5h)○○調査現地調査
5				↔	↔			↔	↔											A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
…																				
30																				
31																				
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○			A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業												合計			A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)		

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備すること（当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることが

ないよう適切に管理すること。)。

- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・委託事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容が分かるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。

- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

附 則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和8年1月19日付け7予第1942号）

（施行期日）

1 この通知は、令和8年1月19日から施行する。

（経過措置）

2 この通知の施行前に、この通知による改正前の委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知。以下「人件費通知」という。）に基づき、この通知による改正後の人件費通知と異なる取扱いをしている委託事業における人件費の算定については、この通知による改正前の人件費通知の規定を適用することができる。

委託契約書（案）

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）須田 亘（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

【契約の相手方が共同事業体の場合】

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）須田 亘（以下「甲」という。）と■■共同事業体（以下「乙」という。）の構成員を代表する法人□□□□代表●●は、令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

- (1) 委託事業名 令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業
- (2) 委託事業の内容及び経費 別添委託事業計画書（別紙様式第1号）のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月12日

（委託事業の遂行）

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

- （注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。

- 2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、この委託事業の達成のため委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託承認申請書（別紙様式第2号）に必要事項を記載して甲の承認を得なければなら

ない。ただし、再委託ができる事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合（以下「再委託比率」という。）が50パーセント以内の業務とする。

- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。
ただし、本委託事業の仕様書においてこれらの事項が記載されている場合にあっては、甲の承認を得たものとみなす。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

（再委託の制限の例外）

第6条 前条第1項及び第2項の規定に関わらず、再委託する業務が次の各号に該当する場合、乙は、委託事業の主たる部分及び再委託比率が50パーセントを超える業務を委任し、又は請け負わせることが出来るものとする。

- (1) 再委託する業務が海外で行われる場合
 - (2) 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合
 - (3) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社若しくは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合
- 2 前項の再委託がある場合において、再委託比率は、当該再委託の金額を全ての再委託の金額及び委託費の限度額から減算して計算した率とする。

（監督）

第7条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、甲の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させができるものとする。

- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

（実績報告）

第8条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第3号）

を甲に提出するものとする。

(検査)

第9条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は当該委託事業の履行期限の末日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

2 甲が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から10日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第10条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第11条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書（別紙様式第4号）を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

ただし、乙が委託事業実績報告書（別紙様式第3号）の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第1項に規定する通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 甲は、概算払の財務大臣協議が調った場合においては、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式第4号）を甲に提出するものとし、甲は、乙からの適法な概算払請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第10条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第13条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となつたときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第5号）を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第14条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認

申請書（別紙様式第6号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書2の収支予算の支出の部の区分欄に掲げる経費の相互間における30パーセント以内の金額の流用については、この限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

（契約の解除等）

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなつたときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

（違約金）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

（1）前条の規定によりこの契約が解除された場合

（2）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となつた場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行つたとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。

（2）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第18条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定に

よる排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、入札（又は見積）心得第3条（公正な入札（又は見積）の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、第19条の各号及び第20条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 甲は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(物品管理)

第25条 乙は、委託費により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理し、損傷等により使用できなくなった場合は、使用不能報告書（別記様式1）により報告し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 乙は、委託費により購入した物品について、委託事業により取得したものである旨の標示（別記様式2）をするとともに、委託事業ごとに管理簿（別記様式3）に登録しなければならない。この場合において、乙は、管理簿を委託事業実績報告書提出の際に併せて提出するものとする。
- 3 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。ただし、乙において、委託費により購入した物品を同種の事業で継続して使用したい場合は、継続使用申出書（別記様式4）により申し出て甲の承認を受けなければならない。
- 4 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要しないものとして

甲が指定し乙が売払処分等により収益を得た場合は、乙は収益納付報告書（別記様式5）により甲に報告し、甲からの収益納付指示書（別記様式6）による指示に従い収益を国庫に納付しなければならない。

（著作権等）

第26条 乙は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとし、甲の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

- 2 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用について費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- 3 乙は、甲が著作物を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。
- 4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

（著作権等の利用）

第27条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

- 2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

（委託事業の調査）

第28条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

（帳簿等）

第29条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

- 2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。
- 3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
- 4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と

十分に照合した委託事業に要した経費を記載しなければならない。

- 5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（旅費及び賃金）

第30条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

- 2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（秘密の保持等）

第31条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

（個人情報に関する秘密保持等）

第32条 乙及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 3 前2項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

（個人情報の複製等の制限）

第33条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応）

第34条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

（委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

第35条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

（再委託の条件）

第36条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人

情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、第32条から第35条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(疑義の解決)

第37条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（甲） 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
須田 瓦

受託者（乙） 住 所
氏 名

（注）電子契約書以外の場合は、甲乙それぞれ押印が必要。

委託事業計画書

1 事業内容

ア 事業実施方針

令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、事業を実施する。

イ 事業内容

仕様書のとおり。

ウ 事業実施期間

契約締結日～令和9年3月12日

エ 担当者

オ 報告の方法

仕様書のとおり。

2 収支予算

収入の部

区分	予算額	備考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額○○円
計		

支出の部

区分	予算額	備考
計		

（注）備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すこと。

一般管理費を経費として計上する場合は、原則、人件費及び事業費（再委託費を除く）の10%以内とし、これによりがたい場合は受託者の内部規程等で定められた率を使用すること。

3 物品購入計画 (物品の購入がある場合)

品 目	規 格	員 数	購入予定		使用目的	備 考
			単価	金 額		

(注) 記載する品目は、原形のまま比較的長期の反覆使用に耐え得るものうち
取得価格が 50,000 円以上の物品とする。

4 物品リース計画 (物品のリース契約がある場合)

品 目	規 格	数 量	耐 用 年 数	本年度 リース 予定額 (円)	使 用 目 的	予定するリース契約の内容					備 考
						使 用 部 署	リース 契約の 種類	契 約 期 間	リース期間 の算定根拠 (理由)	リース 契約の 総額	

(注) 物品のリース契約をする場合に記入。

なお、リース契約期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間（法定耐用年数）又はそれ以上とする
こと。

5 再委託先等

氏名又は名称	住 所	業務の範囲	必要性及び契約金額

(注) 再委託先名及び金額が記載されている提案書が当該委託事業の仕様書として採用された場合に限る。

(契約の相手方が共同事業体の場合)

4 構成員の事業計画

ア 担当事業名	イ 構成員名		ウ 構成員の事業内容
	住所		委託限度額： 円
	名称		
	住所		委託限度額： 円
	名称		
	住所		委託限度額： 円
	名称		

- ・代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ア 担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員が実施する課題名を記載すること。
- ・ウ 構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。

(別紙様式第2号)

令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業再委託承認申請書

番号
年月日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)
住所
氏名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第5条第2項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の氏名又は名称及び住所
- 2 再委託を行う業務の範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託金額
- 5 個人情報の取扱いに関する事項
- 6 その他必要な事項

(注) 1 申請時に再委託先及び再委託金額（限度額を含む。）を特定できない事情がある場合には、その理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託金額が決定した場合には、当該事項をこの書類に準じて、報告すること。

- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は再委託金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

(別紙様式第3号)

令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業実績報告書

番号
年月日

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

官署支出官

農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

（受託者）

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業について、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第8条の規定により、その実績を報告します。

（なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。）

記

1 事業の実施状況

- ア 事業内容
- イ 事業実施期間
- ウ 担当者
- エ 事業の成果（又はその概略）
- オ 事業成果報告書の配付実績等

2 収支精算

収入の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫委託費					うち消費税及び地方消費税の額○○円
計					

支出の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

（注） 備考欄には、精算の内訳を記載すること。

3 物品購入実績（物品を購入した場合）

品 目	規 格	員 数	購入実績		使用目的	備 考
			単 価	金 額		

(注) 契約時の物品購入計画に掲げるもののほか、物品購入計画以外に購入した物品があった場合に記載する品目は、物品購入計画を作成する場合と同様とする。また、購入することとなった理由を備考欄に記載すること。

4 物品リース実績（物品をリースした場合）

品 目	規 格	数 量	耐 用 年 数	本年度リース年額 円)	リース 契約日	使 用 目 的	リース契約の内容					備 考
							使 用 部 署	リース 契約の 種類	契 約 期 間	リース期間 の算定根拠 (理由)	リース 契約の 総額	

(作成要領)

1 リースした単位ごとに、リース料の年額を計上する。

(注) 契約時の物品リース計画に掲げるもののほか、物品リース計画以外にリースした物品があった場合は、リースすることとなった理由を備考欄に記載すること。

(契約の相手方が共同事業体の場合)

5 構成員の実績

ア 担当事業名	イ 構成員名		ウ 構成員の事業内容
	住所		実績額： 円
	名称		
	住所		実績額： 円
	名称		
	住所		実績額： 円
	名称		

- ・代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ア 担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員が実施する課題名を記載すること。
- ・ウ 構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。

(別紙様式第4号)

令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業委託費概算払・精算払 請求書

番 号
年 月 日

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

(受託者)

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業について、下記により、委託費
金 円也を、 概算払・精算払 により支払されたく請求します。

記

区分	国庫委託費	既受領額		今回請求額		残額		事業完了 予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

(別紙様式第5号)

令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業中止(廃止)申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

(受託者)

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)しようとする以前の事業実施状況
 - ア 事業について
 - イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	○月○日現在 支出済額	残 額	支出予定額	中止(又は廃 止)に伴う 不 用 額	備 考

- 3 中止(廃止)後の措置
 - ア 事業について
 - イ 経費について
 - ウ 経費支出予定明細

経費の区分	支出予定額	算 出 基 础 (名称、数量、単価、金額)

(別紙様式第6号)

令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定推進委託事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第14条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

(別記様式 1)

使 用 不 能 報 告 書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和 8 年度畜産分野の J- クレジット新規方法論策定
推進委託事業により取得した物品について、下記の理由により使用できなくなった旨
を報告します。

記

1 委託事業により取得した物品

品 目	規 格	数 量	購 入 年 月 日	耐 用 年 数	購 入 実 績		備 考
					単 価	金 額	

2 使用できなくなった理由

(記載例) 委託事業により取得した物品は、善良な管理者の注意をもって管理していたが、
・により故障し、製造会社に修理を依頼したところ別添のとおり修理不能との回答があ
りました。

(別記様式2)

【物品標示例】

物品標示票	
委託事業名	農林水産省○○○○委託事業
品 名	
物 品 番 号	
取得年月日	年 月 日
備 考	

(別記様式3)

【物品管理簿例】

品名	規格	員数	購入金額		使用目的	取得年月日	耐用年数	保管場所	事業終了後の措置状況	備考
			単価	金額						

(注) 取得年月日欄には取得物品の検収を行った年月日を、耐用年数欄には減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を、事業終了後の措置状況欄には委託事業終了後に行った処分等（国へ引渡し、継続使用、廃棄等）を記載すること。

備考欄には、物品番号その他必要な事項を記載すること。

(別記様式4)

継続使用申出書

番号
年月日

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住所
氏名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度畜産分野のJ-クレジット新規方法論策定
推進委託事業により取得した物品について、下記の理由により継続使用いたしました
申し出します。

記

1 継続使用を要する物品

品目	規格	数量	購入年月日	耐用年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2 同種の事業の目的・事業内容

(1) 目的

(記載例) 令和 年度〇〇委託事業の目的は・・・・・・・とされており、引き続き実施
する事業も・・・・・・・を目的としており、同じ事業目的です。

(2) 事業内容

(記載例) 引き続き実施する事業は、・・・・・・・を分析し・・・・・を解明することと
しています。

3 継続使用を要する理由

(記載例) 上記2(2)の事業内容では、・・・・・・・の過程において〇〇を使用することが
不可欠であるため

(注) 継続使用申出書は、委託事業実績報告書提出の際に併せて提出すること。

(別記様式5)

収益納付報告書

番号
年月日

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住所
氏名

令和 年 月 日付け〇第〇〇号の引渡不要通知書を受け、取得物品を売払処分等したところ、
収益を得たことを報告します。

なお、収益額は、指示により国庫に納付します。

記

1 収益を得た物品

品目	規格	数量	購入年月日	耐用年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2 売払処分等年月日

令和 年 月 日

3 売払処分等の金額

円

4 売払処分等の種別

売払い又は賃貸借

(別記様式6)

収益納付指示書

番号
年月日

(受託者)

住所
氏名 殿

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

令和 年 月 日付け〇第〇〇号をもって報告のあった収益納付について、収益金相当額金円の納付を指示します。

なお、納付金は、別途歳入徴収官の発行する納入告知書により納入してください。